

第74回 定時株主総会 招集ご通知

Joshin



2022年6月24日（金曜日）

日時

午前10時（午前9時開場）



大阪市浪速区湊町一丁目2番3号

場所

ホテルモントレ グラスミア大阪
21階「スノーベリー」

<ご来場の自粛検討のお願い>

新型コロナウイルスの感染拡大が続いております。
多くの株主の皆さまが集まる株主総会は、集団感染のリスクがあります。当日の来場に関しては、感染の回避のため自粛をご検討ください。

なお、株主総会当日は、ご自宅でも株主総会の模様をご視聴いただけるようインターネットライブ中継を行います。そちらのご利用も併せてご検討ください。

感染症等の拡大防止、及び株主総会にご出席の株主様と、ご出席が難しい株主様の公平性等を勘案し、お土産の配布はございません。

上新電機株式会社

証券コード：8173

CONTENTS

第74回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6

決議事項

第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役9名選任の件
第4号議案	補欠監査役1名選任の件
第5号議案	当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）更新の件

(添付書類)

事業報告	39
連結計算書類	56
計算書類	58
監査報告書	60

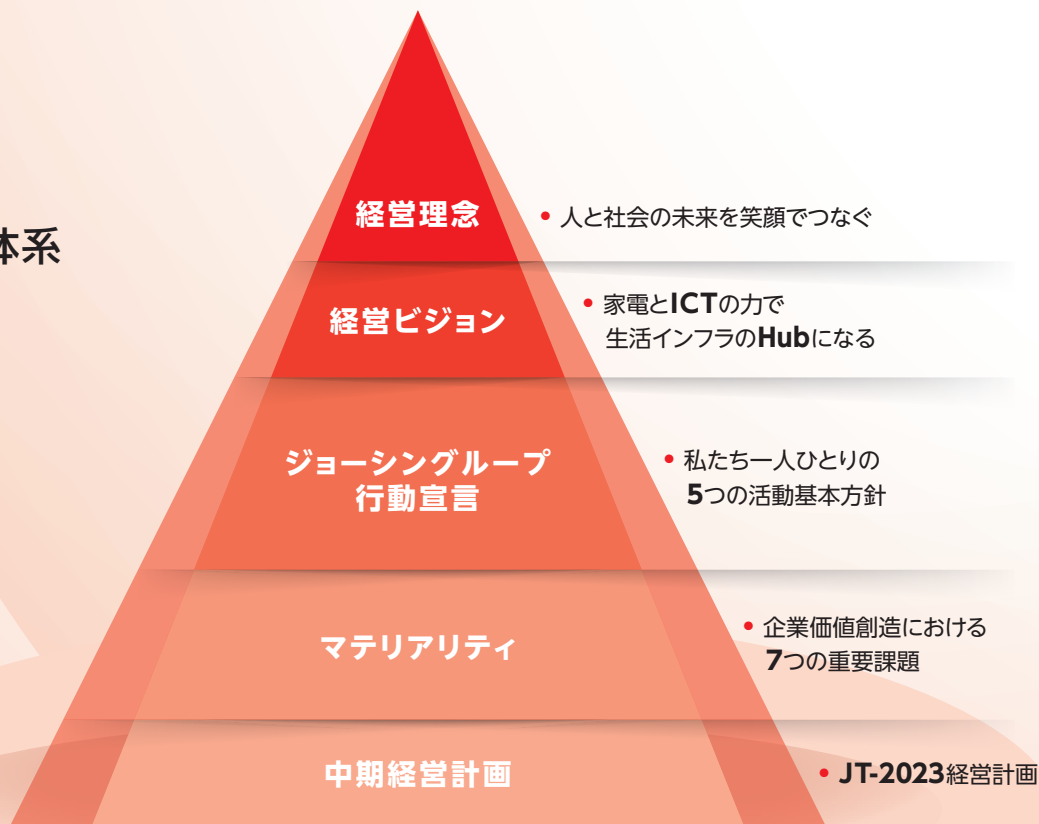


パソコン・スマートフォン・タブレット
端末からご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/8173/>



経営理念体系



社是

愛

【新経営理念】

「人と社会の未来を笑顔でつなぐ」

当社は、2021年に当社の理念体系の根幹を成す社是「愛」（「常に相手の立場に立って考え行動する」の意）の基本精神に則り、「持続可能で誰ひとり取り残さない社会」を私たちの未来世代に引き継いでいきたいという思いを含め、経営理念を57年ぶりに改定しました。

当社は、新しい経営理念のもと、「高齢社会のレジリエンス強化支援」と「家庭のカーボンニュートラルの実現」という2つの社会価値の創造に取り組んでまいります。

証券コード：8173
2022年6月3日

株主のみなさまへ

大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

上新電機株式会社

取締役社長 金谷隆平

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に罹患された方々に謹んでお見舞い申し上げます。また、感染防止のため日々尽力いただいている医療従事者をはじめとするすべての皆さまに、心より感謝の意を表します。

さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主の皆さまにおかれましては、可能な限り書面またはインターネット等により事前に議決権の行使をお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月23日(木曜日)午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

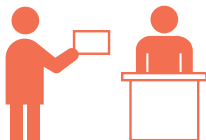
1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市浪速区湊町一丁目2番3号
ホテルモンテレ グラスミア大阪21階 「スノーベリー」
3. 目的事項
 - 報告事項 1. 第74期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第74期連結計算書類監査結果報告の件
 - 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役9名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）更新の件

以 上

議決権行使についてのご案内

下記のいずれかの方法にて議決権の行使をお願いいたします。

株主総会にご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。ご出席の際には、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時 2022年6月24日（金曜日）午前10時

株主総会にご出席いただけない場合



郵送（書面）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後5時到着分まで



インターネット等による議決権行使の場合

当社の指定する議決権行使サイトをご利用いただき【インターネット等による議決権行使のご案内】をご参照のうえ、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後5時締切

- 郵送（書面）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
 - 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.joshin.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。
 - 次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.joshin.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- なお、監査役が監査した事業報告ならびに監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類と当社ウェブサイトに掲載の上記事項を含んでおります。
- 今後、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.joshin.co.jp/>）に掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等による議決権行使は、下記の事項をご確認いただきまして、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2022年6月23日（木曜日）午後5時締切

（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合は、右に記載の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ご注意事項

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。

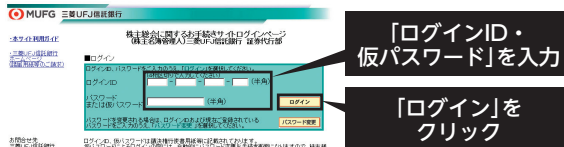
機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

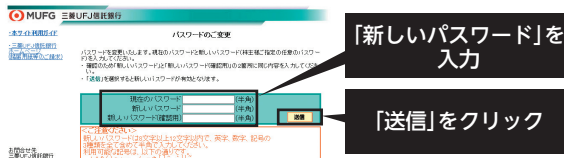
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力。



- 3 新しいパスワードを登録。



- 4 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
 電話 0120-173-027（通話料無料）
 （受付時間 午前9時から午後9時まで）

新型コロナウイルス感染症予防に伴う当社の対応について

- 当日は非接触体温計測により検温を実施します。37.5℃以上の方や体調不良と見受けられる株主様にはご入場をお断りする場合がございます。
- 接触感染リスク低減のため、お土産の提供は行いません。
- 株主総会運営スタッフ、及び議長を除く登壇役員はマスク着用で対応いたします。
- 会場受付時に、手指のアルコール消毒にご協力をお願いいたします。
- 長時間の開催は感染リスクを高める恐れがありますので、効率的な運営を心掛けます。
- 株主総会会場での密集を避けるため、間隔をあけた座席配置を行いますので、運営スタッフの誘導に従いご着席をお願いいたします。
- 株主総会会場は、入口扉を常時開放し、換気をさせていただきます。

株主の皆様へのお願い

- **株主総会の議決権行使は、事情をご勘案の上、可能な限り郵送及びインターネット等（スマートフォンからも可能です。^{*1}）での事前行使をお願いいたします。**
- 感染による影響が大きいとされるご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠をされている方は、ご出席をお控えいただきますよう、慎重なご判断をお願いいたします。
- 株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日の状況やご自身の体調をお確かめの上、事前にマスク着用^{*2}などの感染症予防対策に十分ご配慮いただきますようお願い申し上げます。

※1 スマートフォンからの議決権行使の方法につきましては、招集ご通知及び議決権行使書用紙の記載事項をご確認ください。

※2 受付時にもマスクをご用意しておりますので、マスク着用にご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、株主総会の会場が利用できなくなることや、株主総会の運営に大きな変更が生じることがございますので、この場合は、決定次第、当社ウェブサイト（<https://www.joshin.co.jp/>）にてご案内いたします。当日にご来場予定の株主様は、あらかじめご確認いただきますようお願い申し上げます。

株主総会インターネット参加のご案内

当日の株主総会にご自宅からでもご参加し、株主総会の様子を傍聴いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ中継を行います。

なお、当日は会場後方からの撮影とし、ご出席株主様は映さないように配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

1. 配信日時

2022年6月24日（金曜日） 午前10時から株主総会終了時まで

※配信ページは、開始時間30分前の午前9時30分頃に開設予定です。

※ライブ中継には万全を期しておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大等、状況によっては配信できなくなる可能性がございます。配信中止の際は、当社HP等によりご案内してまいりますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

2. 当日視聴URL：<https://8173.ksoukai.jp>

3. ログイン方法

株主様認証画面（ログイン画面）で必要となる「株主番号」をあらかじめご用意の上、アクセスをお願いいたします。

（議決権行使書用紙を投函する前に必ずお手元にお控えください。）

①株主ID：議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」

②パスワード：株主名簿上のご登録住所の「郵便番号（ハイフン不要）」（3月末時点）

※インターネット参加方法において株主総会にご参加いただけるのは株主様本人のみに限定させていただきます、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

4. お問い合わせ窓口

当日は、専用のコールセンターをご用意いたしますので、以下の番号までお問い合わせください。

TEL：03-6311-4641

※株主総会当日午前9時～株主総会終了までの受付となります。

【インターネット参加にかかるご留意事項】

①インターネット参加によりライブ中継をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席には当たりません。そのため、質問、議決権行使や動議を行うことはできません。議決権については、行使期限にご留意いただいたうえで、書面または電磁的方法（インターネット等）により行使ください。

②ご使用のパソコン環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

③ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の配当政策は、業績の状況及び配当と内部留保のバランスに配慮しながら、安定した配当を継続することを基本的な考え方としております。

当期の配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開や経営環境等を総合的に勘案いたしましたうえ、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金75円、総額 金2,011,620,150円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第15条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令で定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第15条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第17条～第42条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第17条～第42条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p>1. 変更前定款第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更後定款第16条 (電子提供措置等) の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりでございます。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当
1	かな たに 金谷 隆平 再任	代表取締役兼社長執行役員
2	たか はし 高橋 徹也 再任	代表取締役兼専務執行役員 営業戦略担当
3	よこ やま 横山 晃一 再任	取締役兼常務執行役員 インフラ戦略担当
4	た なか 田中 幸治 再任	取締役兼常務執行役員 経営企画・人財戦略担当
5	おお しろ 大代 卓 再任	取締役兼執行役員 財務戦略担当
6	ない どう 内藤 欣也 再任 社外 独立	社外取締役
7	やま ひら 山平 恵子 再任 社外 独立	社外取締役
8	かわ の 河野 純子 再任 社外 独立	社外取締役
9	にし かわ 西川 清二 新任 社外 独立	-

(注) 新任 は新任の取締役候補者を、社外 は社外取締役候補者を、独立 は独立役員候補者をそれぞれ表しております。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位及び担当ならびに重要な兼職の状況)
1	 <p>あなたに りゅうへい 金谷 隆平 (1956年1月30日生)</p> <p style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">再任</p>	<p>1979年3月 当社入社 1993年7月 当社総務部長 1998年6月 当社取締役総務部長 2001年4月 当社取締役総合企画部長 2001年10月 当社取締役社長室長 2002年3月 当社取締役営業企画本部長 2002年6月 当社常務取締役営業本部長 2004年6月 当社常務取締役経営企画本部長兼総務部長 2006年4月 当社常務取締役経営企画本部長 2006年10月 当社専務取締役経営企画本部長 2008年7月 当社代表取締役専務経営企画本部長 2011年6月 当社代表取締役副社長経営企画本部長 2016年4月 当社代表取締役副社長経営管理本部長 2016年6月 当社代表取締役兼副社長執行役員経営管理本部長 兼経営企画部長 2018年6月 当社代表取締役兼副社長執行役員経営管理本部長 2019年6月 当社代表取締役兼社長執行役員（現任）</p>
	取締役会への出席状況	23回/23回(100%)
	所有する当社株式の数 (うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)	47,620株(13,520株)
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>金谷隆平氏は、1998年6月から当社取締役として、2011年6月からは代表取締役副社長として、2016年6月からは代表取締役兼副社長執行役員として経営管理本部長、コンプライアンス統括責任者等を担当し、グループ経営全般を統括する立場から、業績向上に大きな貢献を果たしてきました。</p> <p>また、2019年6月からは代表取締役兼社長執行役員として当社の経営を牽引し、経営理念に沿った長期継続企業を目指す視点に立ち、グループの経営の監督を適切に行っております。</p> <p>その豊富な経営経験と高い見識により、重要な業務執行の決定ならびにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待でき、企業価値の持続的向上のためにさらなる貢献を果たせるものと判断して、引き続き取締役候補に指名いたしました。</p>	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位及び担当ならびに重要な兼職の状況)
2	 <p>たかはし てつや 高橋 徹也 (1962年11月24日生)</p> <p style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">再任</p>	<p>1986年3月 当社入社 2001年10月 当社関西営業部兵庫・北摂エリアマネジャー 2013年6月 当社東京東海営業部長 2016年6月 当社執行役員営業本部店舗営業担当副本部長兼地域営業支援本部副本部長兼関西営業部長東海営業部、東京営業部、J&E営業部、スマートライフ推進部、営業統轄部管掌 2016年10月 当社執行役員営業本部長兼関西営業部長 2017年4月 当社執行役員営業本部長 2017年6月 当社取締役兼執行役員営業本部長 2019年6月 当社取締役兼常務執行役員営業本部長 2020年3月 当社取締役兼常務執行役員営業本部長兼J-web営業部長 2021年4月 当社取締役兼専務執行役員営業戦略担当 2021年6月 当社代表取締役兼専務執行役員営業戦略担当 (現任)</p>
	取締役会への出席状況	23回/23回(100%)
	所有する当社株式の数 (うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)	13,031株(7,731株)
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>高橋徹也氏は、2016年6月から当社執行役員として経営に携わり、2017年6月からは取締役兼執行役員として、2019年6月からは取締役兼常務執行役員として営業本部を担当して業務を適切に遂行し、業績向上に大きな貢献を果たしてきました。</p> <p>また、2021年4月からは営業戦略担当として、EC事業も含めた事業体制の維持・強化を推進しております。</p> <p>その豊富な経営経験と高い見識により、重要な業務執行の決定ならびにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待でき、企業価値の持続的向上のためにさらなる貢献を果たせるものと判断して、引き続き取締役候補に指名いたしました。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当ならびに重要な兼職の状況)
3	<div style="text-align: center;">  <p>よこやま こういち 横山 晃一 (1963年3月5日生)</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> </div>	<p>1985年3月 当社入社 2000年4月 当社関西営業部・北大阪エリアマネジャー 2001年4月 当社ピットワン営業部長 2004年9月 当社関西営業部長兼中央エリアマネジャー 2005年6月 当社取締役関西営業部長 2008年10月 当社取締役営業本部副本部長兼関西営業部長 2009年4月 当社取締役営業本部長兼関西営業部長 2012年4月 当社取締役営業本部長 2013年2月 当社取締役営業本部副本部長、関西営業部、東京東海営業部、エコビジネス推進部、CS推進部、営業統轄部管掌 2013年6月 当社取締役営業本部副本部長兼CS推進部長、関西営業部、東京東海営業部、エコビジネス推進部、営業統轄部管掌 2016年4月 当社取締役開発本部長兼開発部長 2016年6月 当社取締役兼常務執行役員開発本部長兼開発部長 2018年9月 当社取締役兼常務執行役員開発本部長兼開発部長兼建設部長 2021年4月 当社取締役兼常務執行役員インフラ戦略担当兼開発部長兼建設部長 2022年4月 当社取締役兼常務執行役員インフラ戦略担当（現任）</p>
取締役会への出席状況	23回/23回(100%)	
所有する当社株式の数 <small>(うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)</small>	29,020株(8,820株)	
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>横山晃一氏は、2005年6月から当社取締役として経営に携わり、2016年6月からは取締役兼常務執行役員として開発本部を担当して当社グループの店舗開発に関わる業務を統括し、店舗力の強化と投資効率の改善に大きく貢献しております。</p> <p>また、2021年4月からはインフラ戦略担当として、脱炭素社会実現に向け、温室効果ガス削減等、環境課題についても積極的に推進しております。</p> <p>その豊富な経営経験と高い見識により、重要な業務執行の決定ならびにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待でき、企業価値の持続的向上のためにさらなる貢献を果たせるものと判断して、引き続き取締役候補に指名いたしました。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位及び担当ならびに重要な兼職の状況)
4	 <p data-bbox="319 491 532 556">た な か こう じ 田中 幸治</p> <p data-bbox="303 568 547 597">(1963年11月18日生)</p> <p data-bbox="387 609 464 647">再 任</p>	<p>1986年 3 月 当社入社</p> <p>1996年 4 月 当社人事課長</p> <p>2002年 4 月 当社総務部副部長</p> <p>2006年 4 月 当社総務部長</p> <p>2010年 6 月 当社取締役総務部長</p> <p>2016年 4 月 当社取締役経営管理本部副本部長</p> <p>2016年 5 月 当社取締役経営管理本部副本部長兼総務部長</p> <p>2016年 6 月 当社取締役兼常務執行役員経営管理本部副本部長兼総務部長</p> <p>2018年 6 月 当社取締役兼常務執行役員経営管理本部副本部長</p> <p>2019年 6 月 当社取締役兼常務執行役員経営管理本部長</p> <p>2021年 4 月 当社取締役兼常務執行役員経営企画・人財戦略担当 (現任)</p> <hr/> <p>取締役会への出席状況 23回/23回 (100%)</p> <hr/> <p>所有する当社株式の数 (うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数) 24,420株 (8,820株)</p> <hr/> <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>田中幸治氏は、2010年6月から当社取締役として経営に携わり、2016年6月からは取締役兼常務執行役員として経営管理本部を担当して業務を適切に遂行し、業績向上に大きな貢献を果たしてきました。また、2019年6月からは経営管理本部長として、2021年4月からは経営企画・人財戦略担当として、コーポレートガバナンスの強化をはじめとする経営改革を牽引しております。</p> <p>その豊富な経営経験と高い見識により、重要な業務執行の決定ならびにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待でき、企業価値の持続的向上のためにさらなる貢献を果たせるものと判断して、引き続き取締役候補に指名いたしました。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当ならびに重要な兼職の状況)
5	 <p data-bbox="319 473 532 541">おおしろ すぐる 大代 卓</p> <p data-bbox="314 551 536 582">(1962年8月2日生)</p> <p data-bbox="390 594 462 627">再任</p>	<p data-bbox="621 213 1185 243">1986年4月 (株)協和銀行 (現・(株)りそな銀行) 入行</p> <p data-bbox="621 250 1146 281">2002年7月 (株)あさひ銀行 (現・(株)りそな銀行)</p> <p data-bbox="775 288 1064 319">本店営業部営業第二部次長</p> <p data-bbox="621 326 1185 356">2005年4月 (株)りそな銀行難波支店営業第二部部長</p> <p data-bbox="621 364 1211 394">2012年4月 当社入社 店舗開発部新規物件担当部長</p> <p data-bbox="621 402 923 432">2014年4月 当社経理部長</p> <p data-bbox="621 439 1185 470">2018年6月 当社執行役員経理部長兼経営企画部長</p> <p data-bbox="621 477 1332 523">2019年6月 当社取締役兼執行役員経営管理本部副本部長兼経理部長兼経営企画部長</p> <p data-bbox="621 530 1282 560">2021年4月 当社取締役兼執行役員財務戦略担当兼経理部長</p> <p data-bbox="621 568 1241 598">2022年4月 当社取締役兼執行役員財務戦略担当 (現任)</p>
	取締役会への出席状況	23回/23回 (100%)
	所有する当社株式の数 <small>(うち、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)</small>	8,762株 (4,262株)
	<p data-bbox="258 765 541 795">【取締役候補者とした理由】</p> <p data-bbox="258 802 1347 901">大代卓氏は、金融機関での長年の経験と専門的知識に加え、2018年6月から当社執行役員として経営に携わり、2019年6月からは取締役兼執行役員として、2021年4月からは財務戦略担当として適切な資本政策の推進を通じて、経営の健全性・透明性の向上に貢献しております。</p> <p data-bbox="258 908 1347 1006">その豊富な経営経験と高い見識により、重要な業務執行の決定ならびにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待でき、企業価値の持続的向上のためにさらなる貢献を果たせるものと判断して、引き続き取締役候補に指名いたしました。</p>	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位及び担当ならびに重要な兼職の状況)
6	 <p data-bbox="319 489 545 647"> ないとう きんや 内藤 欣也 (1955年11月24日生) 再 任 社 外 独 立 </p>	<p>1986年 4 月 弁護士登録</p> <p>1999年 3 月 内藤法律事務所開設</p> <p>2003年 6 月 (株)イッコー (現・Jトラスト(株)) 社外監査役</p> <p>2004年 2 月 みずほパートナーズ法律事務所開設</p> <p>2012年 4 月 大阪弁護士会 副会長 近畿弁護士会連合会常務理事</p> <p>2014年 4 月 国立大学法人大阪大学非常勤監事</p> <p>2016年 6 月 当社社外監査役 (株)ファルコホールディングス社外取締役 (現任)</p> <p>2017年 4 月 内藤法律事務所開設 (現任)</p> <p>2017年 6 月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>2019年 4 月 大阪府人事監察委員会委員</p> <p>2020年 1 月 大阪市開発審査会会長</p>
	取締役会への出席状況	23回/23回 (100%)
	所有する当社株式の数	1,600株
	<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】</p> <p>内藤欣也氏は、法律家としての高度な専門的知識や豊富な経験に加え、他社における社外取締役としての豊富な経験と高い見識を有し、2017年6月からは社外取締役として当社の経営に携わりその職務を果たしてきました。</p> <p>この豊富な経験と実績を活かし、また独立した立場からも重要な業務執行の決定ならびにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待でき、企業価値の持続的向上のためにさらなる貢献を果たせるものと判断して、引き続き社外取締役候補に指名いたしました。</p> <p>同氏には、特に法務ガバナンス、人事労務について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくこと、および指名・報酬委員会の委員長として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただくことを期待しております。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当ならびに重要な兼職の状況)
7	 <p>やまひら けいこ 山平 恵子 (1960年11月30日生)</p> <p>再任 社外 独立</p>	<p>1983年 4月 クボタハウス(株) (現・サンヨーホームズ(株)) 入社 2010年 4月 三洋ホームズ(株) (現・サンヨーホームズ(株)) 執行役員 2011年 6月 同社取締役常務執行役員 2012年 6月 三洋リフォーム(株) (現・サンヨーリフォーム(株)) 取締役 (兼任) 2013年 6月 サンヨーホームズ(株)取締役専務執行役員 サンアドバンス(株)取締役 (兼任) サンヨーホームズコミュニティ(株)取締役 (兼任) 2015年 6月 サンヨーホームズ(株)取締役社長執行役員 2017年 4月 サンヨーホームズコミュニティ(株)代表取締役会長 2019年 4月 当社顧問 2019年 6月 フジテック(株)社外取締役 (現任) 当社社外取締役 (現任) 2021年 6月 (株)タカラレーベン社外取締役 (現任)</p>
取締役会への出席状況	22回/23回 (95.7%)	
所有する当社株式の数	400株	
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】</p> <p>山平恵子氏は、長年にわたり住宅・リフォーム関連企業の経営者を務め、2017年4月からはサンヨーホームズコミュニティ株式会社の代表取締役会長として企業経営に深く携わってきた経験を有し、2019年6月からは社外取締役として当社の経営に携わりその職務を果たしてきました。</p> <p>この豊富な経験と実績を活かし、また独立した立場からも重要な業務執行の決定ならびにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待でき、企業価値の持続的向上のためにさらなる貢献を果たせるものと判断して、引き続き社外取締役候補に指名いたしました。</p> <p>同氏には、特に企業経営、環境対策について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくこと、および指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただくことを期待しております。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位及び担当ならびに重要な兼職の状況)
8	 <p>かわの じゅんこ 河野 純子 やまのうち (現姓：山内) (1963年9月30日生)</p> <p>再任 社外 独立</p>	<p>1986年4月 (株)リクルート入社 1991年10月 「週刊住宅情報」副編集長 1997年1月 「とらばーゆ」編集長 2006年4月 「女性のライフ&キャリア研究チーム」チーム長 (兼務) 2008年6月 同社退職 2008年7月 住友商事(株)入社 ライフスタイル・リテイル事業本部所属 2008年10月 クロスメディアチーム長 2012年4月 グローバル教育事業チーム長 2013年2月 (株)グローバル人材研究所取締役(兼務) 2017年6月 同社退職 2018年3月 河野純子事務所設立(現任) ライフシフト・ジャパン(株)執行役員CMO 2019年9月 N P O 法人 Tokyo International Progressive School理事(現任) 2020年4月 慶應義塾大学SFC研究所上席所員(現任) 2021年6月 当社社外取締役(現任) 2021年12月 ライフシフト・ジャパン(株)取締役CMO(現任) 2022年4月 ダイドグループホールディングス(株)社外取締役 (現任)</p>
	取締役会への出席状況	16回/16回(100%)
	所有する当社株式の数	一株
	<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 河野純子氏は、取材経験等を踏まえた女性活躍推進に関するアドバイスや、BtoC領域におけるカスタマー価値の向上に繋がる経営アドバイスなどを中心としたコンサルティング業務に深く携わってきた経験を有し、2021年6月からは社外取締役として当社の経営に携わりその職務を果たしてきました。</p> <p>この豊富な経験と実績を活かし、また独立した立場からも重要な業務執行の決定ならびにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待でき、企業価値の持続的向上のためにさらなる貢献を果たせるものと判断して、引き続き社外取締役候補に指名いたしました。</p> <p>同氏には、特に営業マーケティング、ダイバーシティについて専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくこと、および指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただくことを期待しております。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当ならびに重要な兼職の状況)
9	 <p>にしかわ せいじ 西川 清二 (1956年3月8日生)</p> <p>新任 社外 独立</p>	<p>1980年4月 日本電信電話公社(現・日本電信電話(株))入社 1987年7月 日本電信電話(株)移動体通信事業部主任技師 1992年4月 同社移動体通信事業本部情報システム部主幹技師 1992年7月 エヌ・ティ・ティ移動通信網(株)(現・(株)NTTドコモ)情報システム部主幹技師 2000年4月 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ(現・(株)NTTドコモ)情報システム部主幹技師 2001年10月 同社情報システム部主席技師 2003年6月 同社情報システム部長 2006年6月 同社執行役員情報システム部長 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州(現・(株)NTTドコモ)取締役(兼務) 2012年6月 同社常務執行役員(CIO)情報システム部長 2013年6月 ドコモ・システムズ(株)代表取締役社長(兼務) 2021年3月 みずほ銀行のシステム障害に関する「システム障害特別調査委員会(第三者委員会)」委員</p>
	取締役会への出席状況	一回／一回(一%)
	所有する当社株式の数	一株
	<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】</p> <p>西川清二氏は、大手通信事業会社の情報システム部門で中核的役割を担ってきたことにより培われた幅広い見識と、その関連会社の取締役並びに社長の経験を有しています。</p> <p>この豊富な経験と実績を活かし、また独立した立場からも重要な業務執行の決定ならびにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待でき、当社の成長戦略の推進に適切な人材と判断し、新たに社外取締役候補に指名いたしました。</p> <p>同氏には、特にICT・DXについて専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくこと、および指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただくことを期待しております。</p>	

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. **新任** は新任の取締役候補者を、**社外** は社外取締役候補者を、**独立** は独立役員候補者をそれぞれ表しております。
3. 河野純子氏の戸籍上の氏名は、山内純子であります。
4. 内藤欣也氏、山平恵子氏、河野純子氏及び西川清二氏は社外取締役候補者であります。当社は各氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 内藤欣也氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
6. 山平恵子氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
7. 河野純子氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
8. 当社は、内藤欣也氏、山平恵子氏及び河野純子氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
本定時株主総会において、本議案が原案どおり承認可決された場合には、各氏との当該契約を継続するとともに、西川清二氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
9. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役になされた場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中で当該保険契約について同内容での更新を予定しております。
10. 山平恵子氏は、2022年6月23日付けで、フジテック株式会社の社外取締役を退任予定であります。
11. 山平恵子氏は、2022年6月29日付けで、品川リフラクトリーズ株式会社の社外取締役に就任予定であります。

(ご参考)

取締役及び監査役のスキル・マトリックス

第3号議案が原案どおり承認可決されたのちの経営体制
役員候補者の主要な専門性と経験は、次のとおりであります。

役員		経営スキル					事業の専門性に関するスキル						
		企業経営	財務・会計 資本政策	法 務 ガバナンス	経営企画 事業戦略	人事・労務 ダイバーシティ	家電小売 事業	住 環 境 事 業	マーケティング	ロジスティクス	ICT・DX	環 境 エネルギー	
取締役		金谷 隆平	★	★	★	★	★	★		★			★
		高橋 徹也	★					★	★	★	★	★	★
		横山 晃一	★					★		★			★
		田中 幸治	★		★	★	★				★		★
		大代 卓	★	★	★	★							
	社外	内藤 欣也	★		★		★						
	社外	山平 恵子	★	★		★	★		★	★			★
	社外	河野 純子	★			★	★			★			
	社外	西川 清二	★			★	★					★	
監査役		杉原 宣宏			★	★		★					
		山本 英寿	★		★			★	★		★		★
	社外	橋本 雅康	★	★	★					★			
	社外	早川 芳夫		★	★								

取締役・監査役の選任に関する方針と手続き

取締役の選任にあたっては、当社の経営方針・事業内容・課題等に関して知識・理解・経験を有し、当社の中長期的な企業価値向上に貢献しうる人財であることを基本とし、独立社外取締役が過半数を占め、且つ委員長を務める「指名・報酬委員会」が取締役会の諮問を受けて審議し、その答申を受けて取締役会で決定いたします。

監査役については、当社の事業運営及び経営・内部統制・財務等の管理について経験を有する者で、その経歴に基づく見識を監査に活かすことができる人財を、監査役会の同意を得て指名しております。

また、社外取締役・社外監査役については、職務執行の監督機能を強化する観点、あるいは取締役の職務執行を適切に監査する観点から、一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立性を有する人財であり、出身の各分野において豊富な経験と高い見識を有していることを重視しております。

当社において、独立性判断基準は、会社法の求める社外役員の社外性要件、証券取引所の求める独立性基準とともに満たすことを基本とし、企業価値および株主利益の向上に寄与することができる適切な人財を社外役員候補者とし、株主総会での承認のもと独立役員として証券取引所に届け出ております。

なお、独立性判断基準は適宜取締役会の諮問を受けた「指名・報酬委員会」において審議し、その答申を受けて取締役会で決定いたします。

取締役・監査役のスキルに関する考え方

1. 上新電機グループは、関西・東海・関東・北信越エリアにおいて家電やエンターテインメント分野の小売事業及び家庭内インフラの施工を含めた住環境事業などを中核事業として展開しており、健全で透明性の高いコーポレートガバナンス・内部統制システムを構築し、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指しています。
2. 当社は監査役会設置会社であり、取締役会は重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督します。取締役会がその役割を適切に果たすためには、上新電機グループの事業内容や運営組織、ガバナンス体制等を踏まえ、取締役会全体として必要なスキルが備わっていることが求められ、また、そのスキルは事業環境とともに常に変化します。
3. 当社の取締役会において重要な業務執行の決定や監督を適切に行うためには、「企業経営」の経験や「財務・会計・資本政策」、「法務・ガバナンス」、「経営企画・事業戦略」、「人事・労務・ダイバーシティ」などの経営に必要なスキルに加え、「家電小売事業」や「住環境事業」及びそれらの発展を支える「マーケティング」、「ロジスティクス」など、業界特有のスキル・知見が求められます。また、家電のE C事業や超高齢社会におけるサポートサービス事業を進めるための「ICT・DX」、家庭内のカーボンニュートラルをサポートするための、創エネ・蓄エネ・省エネ製品の普及を支える「環境・エネルギー」分野のスキル・知見の重要性も高まっています。
4. 監査役が取締役の職務の執行を適切に監査するためには、監査役会が取締役会と同様のスキルを備える監査役で構成されることが望ましいと考え、あわせて「財務・会計」に関するスキルは特に重要性が高いと考えています。

取締役会の実効性向上に向けたスキル・マトリックスの活用

当社は、取締役会を構成する取締役の多様性が取締役会の実効性を左右し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に大きな影響を与えるとの考えに基づき、取締役の知識・経験・能力など取締役会の構成のバランス・多様性のあり方について取締役会で定期的に審議し、取締役・監査役に求められるスキルを特定のうえ「スキル・マトリックス」として公表しています。

当社は「スキル・マトリックス」を、特定分野に強みを持つ人財を幅広く採用することで取締役会のスキル・多様性を適切に確保するためのツールと考えており、取締役・監査役を選任にあたっては、「スキル・マトリックス」に照らして必要なスキル・経験を有する候補者を選定し、定時株主総会で決定する手続きをとります。

また、当社は「スキル・マトリックス」がサクセッションプランにおいても重要な役割を果たすと考え、業務執行取締役及びCEOの候補者を育成するための中核人財の評価基準として活用しています。


当社は、次期候補の育成について、現取締役、執行役員、幹部社員を対象とするトレーニングを継続的に実施しています。特に執行役員については、取締役、監査役も参集する執行役員会やサステナビリティ委員会において、法務・ガバナンス、営業戦略、財務戦略、経営管理、子会社経営等、取締役に求められる幅広いスキル・知見を共有しているほか、執行役員の職務遂行の結果について取締役会で定期的な報告を求めるなど、将来取締役及びCEOの任にあたることのできる人財としての評価・育成を十分な時間をかけて行っています。

第4号議案**補欠監査役1名選任の件**

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりでございます。

氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び重要な兼職の状況)
 <p data-bbox="273 684 477 749">てらひろ えいき 寺廣 映輝</p> <p data-bbox="260 762 492 787">(1980年7月15日生)</p>	<p data-bbox="621 420 898 446">2008年12月 弁護士登録</p> <p data-bbox="777 450 1064 476">鎌倉・檜垣法律事務所入所</p> <p data-bbox="621 480 1135 506">2015年4月 鎌倉・檜垣法律事務所パートナー</p> <p data-bbox="621 511 1286 536">2019年9月 檜垣・鎌倉・寺廣法律事務所パートナー (現任)</p>
<p data-bbox="157 817 597 843">所有する当社株式の数</p>	<p data-bbox="636 817 715 843">一株</p>

【補欠の社外監査役候補者とした理由】

寺廣映輝氏は、法律家としての高度な専門的知識や豊富な経験を有しており、特に労働法関係に精通しております。それらを当社の監査に活かし、また独立した立場からも社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補としました。

- (注) 1. 補欠の監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠の監査役候補者寺廣映輝氏は、社外監査役候補者であります。同氏が就任した場合、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
3. 寺廣映輝氏が社外監査役に就任した場合は、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする予定であります。
4. 当社は、監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、寺廣映輝氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

当社は、2007年6月22日開催の当社第59回定時株主総会の決議により、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」について、株主の皆様のご承認をいただき、同日より継続導入しております。（以下「現対応方針」といいます。）

本議案は、現対応方針が期限を迎えるにあたり、社会・経済情勢の変化、買収防衛策に関する議論の動向等も踏まえ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、現対応方針を一部変更の上、以下の対応方針（以下「本対応方針」といいます。）に更新しようとするものであります。

本対応方針への更新は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」、及び企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、また「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5. いわゆる買収防衛策」の内容を踏まえたものであります。

【現対応方針からの主な変更点】

- ① 独立委員会の対抗措置に関する勧告において、株主の皆様の意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができる旨を明記いたしました。
- ② 独立委員会の構成を、社外取締役3名体制から、社外取締役4名の独立役員で構成される4名体制に変更いたしました。

なお、2022年3月31日現在の当社の大株主の状況は「別紙4」のとおりであり、また、当社は本日現在、当社株式の大規模買付行為に関する提案等は、一切受けておりません。

第1. 当社における企業価値及び株主共同の利益の向上の取組みについて

1. 企業価値向上への取組み

当社は、家電製品・情報通信機器・エンタテインメント商品・住宅設備関連品・リフォームなどを扱い、専門性の高い多彩な業態店舗並びにインターネットショップなどを通じて、お客様に快適なライフスタイルを提供しております。

また、高度な専門性・生活提案・豊富な品揃え・リーズナブルな価格・安心確実なアフターサービスなど、創業以来変わらぬ「まごころサービス」の精神で、お客様との信頼関係の構築に努めております。

現在、当社を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。少子高齢化がもたらす人口・世帯数の減少や高齢単身世帯の増加といった人口動態の変化、ICTの高度化、性別・年齢・国籍などに囚われず、それぞれの「個」を尊重し、認め合うというダイバーシティ&インクルージョンの浸透、さらには気候変動など、人を取り巻く社会構造や環境、価値観が大きく変化する中で、私たちの生活様式も大きく変わろうとしています。

そういった社会変化の現状と課題を踏まえた上で、当社の理念体系の根幹を成す社是「愛」（「常に相手の立場に立って考え行動する」の意）の基本精神に則り、57年ぶりに経営理念を改定いたしました。

【新経営理念】 「人と社会の未来を笑顔でつなぐ」

新経営理念には、長期的な視点で未来を考え、社会のあるべき姿を思い描き、また「持続可能で誰ひとり取り残さない社会」を私たちの未来世代に引き継いでいきたいという思いを込めました。

また、当社が新たに創造する社会価値を「高齢社会のレジリエンス強化支援」と「家庭のカーボンニュートラルの実現」の二つに整理し、その実現のために「家電とICTの力で生活インフラのHubになる」を経営ビジョンと決めました。

家電販売を主とする小売業にとって、将来像に大きな影響を与えるものは、大きく2つあると考えております。1つは「少子高齢化」です。「少子高齢化」による人口・世帯数の減少、高齢単身世帯の増加は、消費者の購買行動の変化と市場規模の縮小、労働人口の減少という課題を内包しています。当社は、リスクとしてこの課題に対処しつつ、新たな事業機会として捉え、当社が提供すべき社会の持続的な発展を支える価値のひとつを、「高齢社会のレジリエンス強化支援」といたしました。

当社は、「レジリエンス」を「元の状態への復元」に留まらず、「変化への適応」と考えています。超高齢社会に変化していくことを踏まえ、当社はその変化の中でもチャンスを見だし、保有する営業ノウハウを上手く掛け合わせ、新たな付加価値を生み出し、提供し続けることを目指しています。

2つ目は、「気候変動」です。当社は、「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」の提言への賛同を2021年7月に表明いたしました。気候変動をはじめとする環境問題は、生物多様性を脅かすだけでなく、世界経済にきわめて大きな影響を与える重大なリスクだと言えます。その対策としてのカーボンニュートラルな社会の実現は、世界共通の目標であり、日本も2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを公約しております。世界各地で頻発する大規模自然災害を目の当たりにして気候変動への対応が喫緊の課題であるとの認識は高まっています。企業にとって環境課題はリスクですが、人々の環境認識の高まりは、対処の仕方一つでチャンスに転化することもできます。当社では家電販売を通じて、創エネ・蓄エネ・省エネ性能の高い家電製品（太陽光発電・蓄電池・省エネ家電製品など）を普及させるとともに、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を通じた循環型社会の構築にも積極的に取り組み、社会価値の向上に貢献してまいります。

以上の取組みは、当社グループの企業価値を向上させ、その結果、当社株主全体の利益を著しく損なう大規模買付者が現れる危険性を低減するものであると考えております。

2. コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組み

当社は、企業価値の継続的な向上の実現のため、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。当社が実施したコーポレート・ガバナンスの強化に向けた主な取組みは、以下のとおりです。

（取締役会全体のパフォーマンス強化）

当社取締役会は、経営体制の効率化および意思決定の迅速化の観点から適切な規模を決定しております。また、取締役に、取締役に必要な専門性と経験を一覧にしたスキルマトリクスに基づき、知識・経験のバランスを考慮して配置するよう努めており、取締役はそれぞれ当社の経営課題への対応に必要な資質と多様性を備えていることに加え、取締役会による監督機能の実効性を高めるため、東京証券取引所の定めに基づく独立

社外取締役4名（うち2名は女性）を選定しております。その結果、独立社外取締役が取締役総数（9名）の3分の1以上を占める構成とし、独立性と客観性をより一層確保できる体制であると考えております。

また、事業年度毎に独立社外取締役と監査役で構成する取締役会の実効性評価委員会が主体となり、取締役会の実効性等の分析・評価を行い、その改善に向けた継続的な施策推進にも取り組んでおります。

（政策保有株式の合理性検証）

当社は現在、取引関係の強化や事業の円滑な推進を目的として、当社の中長期的な企業価値向上の観点から上場株式を政策的に保有しております。政策保有株式については、お取引先様企業との円滑かつ良好な取引関係の維持やサプライチェーンの構築など保有目的の定性的な検証の他、総資産に占める割合、取引関係から得られる利益や配当等の定量的な検証を四半期毎に取締役会で行い、保有意義が希薄化したと判断される株式等については当該企業等との対話・交渉を実施しながら、適宜処分を進めております。

（その他）

上記のほか、当社は最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえながら、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでおります。当社のコーポレートガバナンスについての詳細につきましては、当社統合報告書（<https://www.joshin.co.jp/joshintop/csr/>）をご参照下さい。

第2. 本対応方針の内容について

1. 本対応方針の目的

本対応方針は、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれが存在すると考えられる場合において、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。

2. 本対応方針の必要性

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。そして、大規模買付行為に際して株主の皆様が当社株式の売却、すなわち大規模買付行為を受け入れるか否かの判断を適切に行って頂くためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担っている当社取締役から、当該大規模買付行為に対する当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。

とりわけ、家電販売業界における厳しい競争の中、当社が企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させていくためには、長年にわたり築き上げたお客様、取引先、従業員等との信頼関係を最大限生かし、① 高度な専門性・生活提案・豊富な品揃えの提供、② リーズナブルな価格の提示、③ 安心確実なアフターサービスの提供、④ 地域密着型の店舗づくりなどの取組みを積極的に実行していくことが必要です。

これらが当社の株式の大規模買付者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値及び株主共同の利益は毀損されることになります。また、大規模買付者から大規模買付行為の提案を受けた際には、様々な事項を適切に把握した上、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

したがって、大規模買付行為が突然なされたときに、当該行為が株主共同の利益に資するかどうかを株主の皆様が短期間のうちに適切に判断されるためには、当該行為が当社に与える影響や、大規模買付者が当社の経営に参画したときの経営方針、経営戦略並びに事業計画の内容等の必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であり、さらには、当社取締役会が当該行為についてどのような意見を有しているのかも、株主の皆様にとって重要な判断材料になると考えております。

そこで、当社取締役会は、大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものと考え、以下のとおり、大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を更新することといたしました。

3. 大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールの概要は、以下のとおりです。

- ① 大規模買付者は、大規模買付行為に先立ち当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供しなければならない。
- ② 提供された情報に基づき、当社取締役会及び独立委員会が当該大規模買付行為について評価検討を行うための期間を設け、かかる期間が経過するまでは大規模買付行為を開始することができない。
- ③ 大規模買付者が大規模買付ルールに従わない等の場合には、当社取締役会は、当社株主の皆様の利益を守るため、独立委員会の勧告を最大限尊重して、後述する対抗措置を取る場合がある。

具体的な手続は、以下のとおりです。

(1) 大規模買付者からの情報の提供

大規模買付者による情報提供は、以下の手続により行っていただきます。

(a) 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役宛てに、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法（外国法人の場合）、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要及び当該大規模買付行為を大規模買付ルールに基づいた手続により行う旨の誓約文言が記載された当社の定める書式による書面（以下「意向表明書」といいます。）をご提出いただきます。

(b) 当社からの情報提供の要求

当社取締役会は、大規模買付者からの意向表明書受領後10営業日以内に、株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリスト（以下「本必要情報リスト」といいます。）を当該大規模買付者に交付します。

当社取締役会が求める本必要情報は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の具体的状況によって

異なりますが、一般的には以下の項目を含みます。

- ① 大規模買付者及びそのグループの概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
 - ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容
 - ③ 大規模買付行為に関して第三者との間における意思連絡（当社に対して金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。）の有無、並びに、その意思連絡が存する場合には、その具体的な態様及び内容
 - ④ 当社株式の取得単価の算定根拠
 - ⑤ 買付資金の裏付け（実質的提供者を含む資金の提供者の具体的な名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件の有無及び内容並びに関連する取引の内容等を含みます。）
 - ⑥ 大規模買付行為完了後に想定している経営方針、事業計画、店舗計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
 - ⑦ 大規模買付行為完了後に当社の企業価値を継続的、安定的に向上させるための対応策及び当該対応策が当社の企業価値を向上させると認める根拠
 - ⑧ 大規模買付行為完了後における当社の取引先、従業員、お客様、その他の利害関係者との関係の変更の有無及びその内容、又はそれらへの方策
 - ⑨ その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と認める情報
- (c) 大規模買付者による情報の提供及び開示

大規模買付者は本必要情報リストの交付後、当社取締役会が定める回答期限までに本必要情報を当社宛てにご提出いただきます。

なお、当初提出していただいた情報だけでは不足していると当社取締役会又は独立委員会が合理的に判断した場合は、当社取締役会又は独立委員会において回答期限を定めて追加的に情報を提供していただくことがあります。

また、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会又は独立委員会に提供された本必要情報は、法令又は取引所規則に基づき開示が求められる場合の他、当社株主の皆様の判断のために必要であると判断される場合、当社取締役会が適切と判断した時点で、その全部又は一部を公表します。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対して、大規模買付者から意向表明書の提出がなされた後、速やかに大規模買付行為の提案があった事実を通知するとともに、本必要情報の提供を受けた場合にも、速やかに本必要情報を独立委員会に提出します。

(2) 当社取締役会による評価・検討

- (a) 当社取締役会は、大規模買付者が必要かつ十分な大規模買付情報の提供を行ったと判断できる場合には、その旨を当社取締役会が相当と判断する時点で開示した後、60日（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日（その他の方法による買付の場合）が経過するまでの期間で大規模買付者の提案に関する評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案を行います（以下、同期間を「取締役会評価期間」といいます。）。したがって、大規模

買付者は、取締役会評価期間が経過するまでの間、大規模買付行為を開始することができないものとします。

- (b) 取締役会評価期間中、当社取締役会は、大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価検討し、当社取締役会としての意見を形成し、公表いたします。さらに、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。
- (c) 当社取締役会は、取締役会評価期間を延長する必要があると合理的に判断される場合には、取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとし、大規模買付行為は、延長後の取締役会評価期間の終了後に開始されるべきものとします。この場合、当社取締役会は、取締役会評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、決議後速やかに公表を行います。

第3. 独立委員会の設置

当社取締役会が本対応方針を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、当社取締役会から独立した第三者機関として、独立委員会を「別紙1」に定める要領により設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能にするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、ならびに社外有識者の中から選任し、各委員の氏名及び略歴等は「別紙2」に記載のとおりです。

当社取締役会は、大規模買付行為が後記第4の1に該当すると認められる場合ならびに後記第4の2①ないし⑦に記載する類型に該当すると認められる場合においては、対抗措置を発動すべきか否かについて独立委員会に諮問することとします。独立委員会は、取締役会評価期間中、大規模買付者が提供した情報と当社取締役会が提供した情報をもとに、対抗措置を発動すべきか否かを審議・決議し、その決議の内容を当社取締役会に勧告するものとします。当社取締役会は、その勧告を最大限尊重いたします。

また、独立委員会は、一旦、対抗措置発動の勧告を行った後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の新たな勧告を行うことができるものとします。

第4. 大規模買付行為がなされた場合の対応策

1. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合は、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

当社が対応策として行う対抗措置は、新株予約権の無償割当て等、会社法又は定款で取締役会の権限として認める措置の中から、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は「別紙3」に記載のとおりです。この新株予約権には、一定割合以上の議決権割合の特定株主グループに属さないことなどの行使条件を付

する場合があります。

2. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は仮に大規模買付行為に反対であっても、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。但し、当該大規模買付行為についての反対意見を表明し、代替案を提示することにより、当社株主の皆様にご当該大規模買付行為に応じない旨説得することもあります。最終的には、大規模買付行為に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該大規模買付行為及び当社取締役会の提示する意見や代替案を比較検討され、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすと認められる場合など、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るため、上記1と同じく、一定の対抗措置をとることがあります。また、独立委員会は、対抗措置発動に関して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

具体的には以下の類型に該当すると認められる場合です。

- ① 次の i から iv までに挙げる行為等により当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模買付行為である場合
 - i) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っている場合
 - ii) 会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要なノウハウ、企業秘密情報、主要取引先やお客様等を当該大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で大規模買付行為を行っている場合
 - iii) 大規模買付行為が、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済資金として流用することを目的になされたと判断される場合
 - iv) 大規模買付行為が、当社の経営を一時的に支配し、当社の保有する不動産、有価証券等の高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高額配当をさせるか、一時的な高額配当による株価の急上昇の機会を狙って、保有する株式等を高値で売り抜けること等を目的になされたと判断される場合
- ② 大規模買付者の提案する当社の株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買付（最初の買付で当社の全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株式の売却を強要するおそれがある買付であると判断される場合
- ③ 大規模買付者の提案する当社の株式の買付条件（買付対価の価格及び種類、当該金額の算定根拠、買付等の時期等）が当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると合理的に判断される場合
- ④ 大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、お客様、従業員、提携先、取引先、地域社会との関係や当社の企業文化を破壊する結果又は当社株主、お客様、従業員その他の利害関係人

の利益を著しく毀損する結果をもたらすおそれがある等の理由により、当社の企業価値及び株主共同の利益に反する重大な結果をもたらすおそれがあると判断される場合

- ⑤ 大規模買付者の経営陣もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑥ 大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べて明らかに劣後すると判断される場合
- ⑦ その他①ないし⑥に準ずる場合で、当社の企業価値及び株主共同の利益が著しく損なわれる場合

3. 取締役会による決議、株主意思の確認

大規模買付行為が大規模買付ルールを遵守しないで行われた場合、又は遵守されたものの例外的に企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえ、対抗措置の発動又は不発動その他の必要な決議を行うものとします。

なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点をもって終了するものとします。当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続きを行います。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不発動に関する決議を行います。

上記の決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、法令及び関係する証券取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

4. 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会は、独立委員会から対抗措置発動の勧告が行われた後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえ、対抗措置の発動の中止その他の決定ができるものとします。これらの決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、法令及び関係する証券取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

第5. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

1. 本対応方針更新時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

本対応方針の更新時点においては、新株予約権の発行等は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利に直接具体的な影響が生じることはありません。

本対応方針は、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の大規模買付行為に対する意見や代替案等を提供することにより、株主の皆様が大規模買付者の提案を十分に吟味した上で提案の応否を適切に判断する機会その他、代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としております。従いまして、本対応方針を設けることは、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上で前提になるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものと考えております。

2. 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、大規模買付ルールを遵守した場合でも大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすと認められる場合など、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、別途設定する割当期日における株主の皆様に対して、その保有する株式数に応じて、新株予約権の無償割当てを行うことがあります。かかる割当てを受けた株主の皆様が、所定の権利行使期間内に、下記3に記載されている手続を経た場合には、株式の希釈化は生じません。同手続を経なかった場合、他の株主の皆様による新株予約権の行使に伴い、その保有する当社株式につき希釈化が生じますが、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得する手続を取った場合には、株主の皆様は、下記3に記載されている手続を経ることなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を取得するため、こうした希釈化は生じません。但し、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

なお、当社取締役会が当該大規模買付行為に対し具体的な対抗措置を発動することを決定した場合には、その詳細について速やかに公表するとともに、法令及び証券取引所規則等に基づき適時かつ適切に開示を行います。

3. 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てによる新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会が定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様へ新株予約権を割当てることとなりますので、新株予約権の割当を受けるためには、基準日までに株主名簿への記録を完了していただく必要があります。

また、新株予約権の行使により株式を取得する場合には、所定の期間内に一定の金銭の払込みを行っていただく必要が生じる可能性があります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

第6. 本対応方針の適用開始と有効期限

本対応方針は、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本定時株主総会終結の時より発効することとし、その有効期限は、本定時株主総会后3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。当社は、有効期限満了時の定時株主総会において、改めて、株主の皆様の本対応方針の継続の可否についてご決議いただく予定としております。但し、有効期間満了前であっても、当社株主総会の決議又は当社取締役会の決議によって本対応方針を廃止することができます。当社取締役会は、関係諸法令の新設・改正及び証券取引所その他関係省庁等の対応の変化などにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本対応方針を修正し、変更する場合があります。当社は、本対応方針の廃止、修正又は変更がなされた場合、かかる事実及び変更等の内容その他必要な事項について、情報開示を速やかに行います。

(注1) 特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）又は当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

(注2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、①特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）又は、②特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の大規模買付者及びその特別関係者である場合の当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

以上

別紙 1

独立委員会の要領

- ・ 独立委員会は、本対応方針に関して、その運用の適正性を確保すること及び大規模買付行為が行われる際に取締役会が行う判断の公正性、透明性を確保することを目的とする。
- ・ 独立委員会は、取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とする。
- ・ 独立委員会の委員は、以下の者の中から、取締役会がその決議により選任する。
 - ① 社外取締役（社外取締役の補欠者を含む）
 - ② 社外監査役（社外監査役の補欠者を含む）
 - ③ 実績のある会社経営者等、弁護士、会計士、又はこれらに準ずる者で当社の業務執行を行う経営陣から独立している者
- ・ 独立委員会の各委員の任期は、2025年開催予定の定時株主総会終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合は、この限りではない。また、社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、社外取締役又は社外監査役でなくなった場合（再任された場合を除く）は、独立委員会の委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 独立委員会の決議は、原則として独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
- ・ 独立委員会の各委員は、大規模買付行為がなされた場合は、いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他専門家を含む。）の助言を得ることができる。
- ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が必要とする事項に関する説明を求めることができる。
- ・ 独立委員会は、当社取締役会が判断すべき事項について当社取締役会が独立委員会に諮問した事項に関して、勧告を行うものとする。

以 上

別紙 2

独立委員会委員の氏名及び略歴

本対応方針更新の際の独立委員会の委員として、以下の4名を予定しております。

内藤 欣也

【略歴】 1986年 4月 弁護士登録
1999年 3月 内藤法律事務所開設
2003年 6月 株式会社イッコー（現・Jトラスト株式会社）社外監査役
2004年 2月 みずほパートナーズ法律事務所開設
2012年 4月 大阪弁護士会副会長
近畿弁護士会連合会常務理事
2014年 4月 国立大学法人大阪大学非常勤監事
2016年 6月 当社社外監査役
株式会社ファルコホールディングス社外取締役（現任）
2017年 4月 内藤法律事務所開設（現任）
2017年 6月 当社社外取締役（現任）
2019年 4月 大阪府人事監察委員会委員
2020年 1月 大阪市開発審査会会長

山平 恵子

【略歴】 1983年 4月 クボタハウス株式会社（現・サンヨーホームズ株式会社）入社
2010年 4月 三洋ホームズ株式会社（現・サンヨーホームズ株式会社）執行役員
2011年 6月 同社取締役常務執行役員
2012年 6月 三洋リフォーム株式会社（現・サンヨーリフォーム株式会社）取締役（兼任）
2013年 6月 サンヨーホームズ株式会社取締役専務執行役員
サンアドバンス株式会社取締役（兼任）
サンヨーホームズコミュニティ株式会社取締役（兼任）
2015年 6月 サンヨーホームズ株式会社取締役社長執行役員
2017年 4月 サンヨーホームズコミュニティ株式会社代表取締役会長
2019年 4月 当社顧問
2019年 6月 当社社外取締役（現任）
フジテック株式会社社外取締役（現任）
2021年 6月 株式会社タカラレーベン社外取締役（現任）
(2022年6月23日付けで、フジテック株式会社の社外取締役を退任予定であります。)
(2022年6月29日付けで、品川リフラクトリーズ株式会社の社外取締役に就任予定であります。)

河野 純子（現姓：山内）

【略歴】 1986年 4月 株式会社リクルート入社
1991年10月 「週刊住宅情報」副編集長
1997年 1月 「とらばーゆ」編集長
2006年 4月 「女性のライフ&キャリア研究チーム」チーム長（兼務）

2008年 6月	同社退職
2008年 7月	住友商事株式会社入社 ライフスタイル・リテイル事業本部所属
2008年10月	クロスメディアチーム長
2012年 4月	グローバル教育事業チーム長
2013年 2月	株式会社グローバル人材研究所取締役（兼務）
2017年 6月	同社退職
2018年 3月	河野純子事務所設立（現任） ライフシフト・ジャパン株式会社執行役員CMO
2019年 9月	NPO法人Tokyo International Progressive School理事（現任）
2020年 4月	慶應義塾大学SFC研究所上席所員（現任）
2021年 6月	当社社外取締役（現任）
2021年12月	ライフシフト・ジャパン株式会社取締役CMO（現任）
2022年 4月	ダイドーグループホールディングス株式会社社外取締役（現任）

西川 清二

【略歴】	1980年 4月	日本電信電話公社（現・日本電信電話株式会社）入社
	1987年 7月	日本電信電話株式会社 移動体通信事業部 主任技師
	1992年 4月	同社 移動体通信事業本部 情報システム部主幹技師
	1992年 7月	エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社（現・株式会社NTTドコモ） 情報システム部主幹技師
	2000年 4月	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（現・株式会社NTTドコモ） 情報システム部主幹技師
	2001年10月	同社 情報システム部主席技師
	2003年 6月	同社 情報システム部長
	2006年 6月	同社 執行役員 情報システム部長 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州 （現・株式会社NTTドコモ）取締役（兼務）
	2012年 6月	同社 常務執行役員（CIO）情報システム部長
	2013年 6月	ドコモ・システムズ株式会社 代表取締役社長（兼務）
	2021年 3月	みずほ銀行のシステム障害に関する「システム障害特別調査委員会 （第三者委員会）」委員
	2022年 6月	当社社外取締役就任予定

上記の各氏は当社との間に特別の利害関係はありません。

また、当社は、内藤欣也氏、山平恵子氏、及び河野純子氏を、東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員として届け出ております。なお、西川清二氏の当社社外取締役への選任が本定時株主総会において承認された場合、西川清二氏は東京証券取引所が義務付けている独立役員となります。

以 上

別紙3

新株予約権の無償割当ての概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、同時点において当社が保有する当社の普通株式の数を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、当社取締役会が、本新株予約権の発行決議に際し、授權枠の範囲内で別途定める数とする。

3. 新株予約権の発行価額

新株予約権の発行価額は無償とする。

4. 新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき額

新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき額は1円以上で、当社取締役会が新株予約権発行決議において別途定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めることとする。

7. 新株予約権の行使条件

議決権の割合が20%以上の特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8. 当社による新株予約権の取得

- ① 当社は、新株予約権の行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、上記7の行使条件により新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権のうち、当社取締役会の定める当該日の前営業日までに未行使の

新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。当社はかかる新株予約権の取得を複数回行うことができる。
なお、新株予約権の行使が認められない者が所有する新株予約権を取得する場合には、金員等経済的対価の交付は行わない。

9. 上記で引用する法令の規定は、2022年3月31日現在で施行されている規定を前提としているものであり、同日以降、法令の新設又は改廃等により、上記各条項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃等の趣旨を考慮の上、上記各条項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替え又は修正することができるものとする。

以上

別紙 4

当社株式の状況

2022年3月31日現在

1. 発行可能株式総数 99,000,000株
2. 発行済株式の総数 28,000,000株
3. 株主数 54,977名
4. 大株主（上位10社）

株 主 名	所有株式数 (株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,695,500	10.04
上新電機社員持株会	1,790,146	6.67
第一生命保険株式会社	1,350,000	5.03
株式会社りそな銀行	1,200,010	4.47
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	896,975	3.34
シャープ株式会社	542,500	2.02
損害保険ジャパン株式会社	506,500	1.88
ダイキン工業株式会社	447,792	1.66
三井住友信託銀行株式会社	420,000	1.56
三菱UFJ信託銀行株式会社	400,000	1.49

（注）持株比率は、自己株式(1,178,398株)を控除して計算しております。

以 上

添付書類

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、ワクチン接種の効果等により、新型コロナウイルス感染症の影響が一時的に緩和傾向となる局面も見られましたが、強い感染力を持つ変異株の出現から感染者数は再拡大し、景気は後退局面のまま極めて不透明な状態が続きました。また、ロシアによるウクライナへの侵攻による世界情勢の緊迫から、サプライチェーンは寸断され、以前にも増して景気の先行きにとって厳しい状況が続いています。

家電販売業界におきましては、前年度のコロナ禍における特需の反動や、緊急事態宣言の発令にともなう休業や時短営業、夏場の天候不順等の影響から前年度との比較において、どの商品群もおしなべて落ち込みを余儀なくされました。一方で、販売チャンネルにおきましては、前年割れの売上が続く店頭販売に比して、「非接触」のショッピングスタイルであるインターネット販売（EC）は引き続き好調に推移し、厳しい商況の中で当グループの業績を牽引しております。

このような状況下、前年度公表した3カ年の中期経営計画『JT-2023 経営計画』に当グループ一丸となって取り組んでまいりました。この計画は当グループの経営資源及び販売形態を有機的に統合・再編して、本業に一層磨きをかけるべく①各種販売チャンネルの融合と、②人財ポテンシャルを引き出し、最大活用することを基本方針とし、営業キャッシュ・フローの創出と将来の成長に向けた投資の実行により、更なる発展に向けた強固な事業基盤の構築を目指した計画で、今年度はその2年目にあたり、目標達成と諸施策の実現に向け、具体的な戦略の下、着実に計画を遂行してまいりました。

店舗展開につきましては、店舗力の強化と投資効率の改善を目指して、高石店（大阪府）を含む8店舗の出店を行うとともに5店舗を撤収した結果、当期末の店舗数は218店舗となりました。

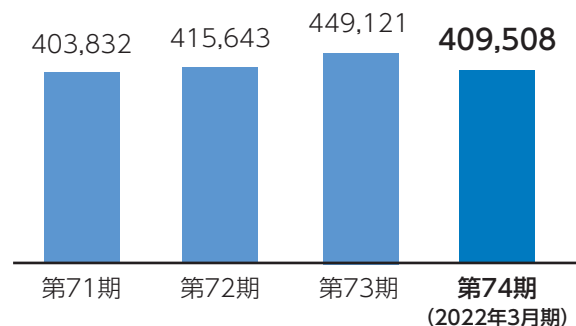
以上の結果、当期の連結業績は、次のとおりとなりました。

連結業績の概況

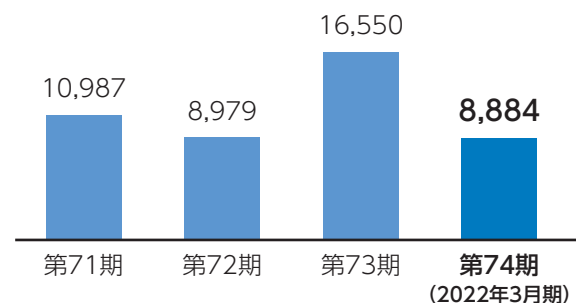
(単位：百万円)

	2021年3月期	2022年3月期	増減額	前期比
売上高	449,121	409,508	△39,612	91.2%
営業利益	16,550	8,884	△7,665	53.7%
経常利益	16,555	9,701	△6,853	58.6%
親会社株主に帰属する 当期純利益	8,873	6,391	△2,481	72.0%

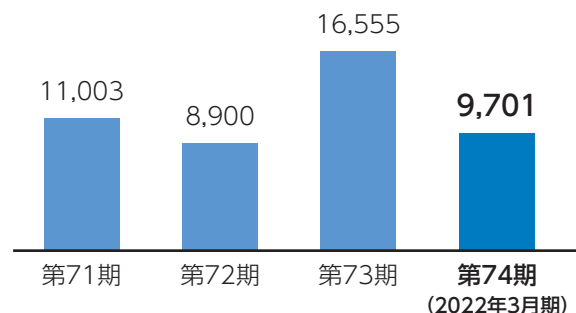
■ 売上高 (百万円)



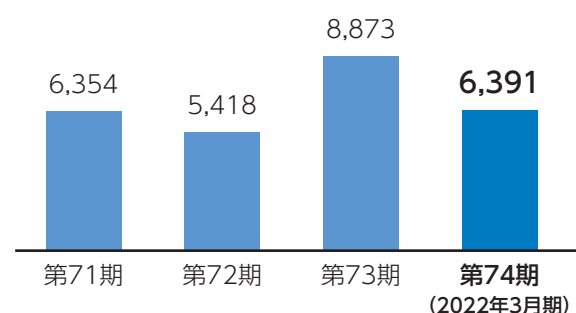
■ 営業利益 (百万円)



■ 経常利益 (百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



品種別売上高

区 分		売上高	構成比	対前期増減率
		百万円	%	%
家 電	テレビ	30,929	7.5	△8.5
	ビデオ及び関連商品	8,948	2.2	△18.0
	オーディオ及び関連商品	7,926	1.9	△3.6
	冷蔵庫	27,314	6.7	△8.3
	洗濯機・クリーナー	39,604	9.7	△8.5
	電子レンジ・調理器具	19,400	4.7	△8.0
	理美容・健康器具	14,684	3.6	△4.4
	照明器具	3,108	0.8	△9.5
	エアコン	39,229	9.6	△12.2
	暖房機	4,178	1.0	△14.6
	その他	21,098	5.1	△27.4
小計		216,423	52.8	△11.5
情 報 通 信	パソコン	24,830	6.0	△18.6
	パソコン周辺機器	14,255	3.5	△1.9
	パソコンソフト	1,187	0.3	△22.6
	パソコン関連商品	20,181	4.9	△1.6
	電子文具	732	0.2	△26.4
	電話機・ファクシミリ	1,121	0.3	△29.3
	携帯電話	27,857	6.8	20.7
	その他	1,947	0.5	△4.2
小計		92,112	22.5	△2.8
そ の 他	音楽・映像ソフト	4,839	1.2	△3.5
	ゲーム・模型・玩具・楽器	58,286	14.2	△9.2
	時計	1,623	0.4	△12.3
	修理・工事収入	16,412	4.0	△5.6
	その他	19,811	4.9	△7.8
小計		100,972	24.7	△8.1
合計		409,508	100.0	△8.8

(注) △印は減少を示します。

(2) 設備投資等の状況

当期に実施いたしました設備投資額は93億円で、その主なものは、店舗の新設、既存店舗の改装等であり
ます。

新設店舗 < 8店舗 >

岡崎イオンモール店 (愛知県)	白山イオンモール店 (石川県)	セブンパーク天美店 (大阪府)
セブンパークアリオ柏店 (千葉県)	宝塚店 (兵庫県)	(新) 新発田店 (新潟県)
(新) 高石店 (大阪府)	ブックオフ香里園店 (大阪府)	

主な改装店舗

新大阪店 (大阪府)	日根野イオンモール店 (大阪府)	新石切店 (大阪府)
南津守店 (大阪府)	泉南イオンモール店 (大阪府)	富田林店 (大阪府)
吹田上新庄店 (大阪府)	光明池店 (大阪府)	枚方店 (大阪府)
加古川店 (兵庫県)	豊岡店 (兵庫県)	姫路大津イオンモール店 (兵庫県)
尼崎杭瀬店 (兵庫県)	藤原台店 (兵庫県)	手柄店 (兵庫県)
長岡京店 (京都府)	西大津店 (滋賀県)	新庄店 (奈良県)
桜井店 (奈良県)	田辺店 (和歌山県)	王子店 (東京都)
相模原小山店 (神奈川県)	鴻巣店 (埼玉県)	大高イオンモール店 (愛知県)
岐阜カラフルタウン店 (岐阜県)	名張店 (三重県)	立山店 (富山県)
富山本店 (富山県)	長野インター店 (長野県)	

撤収店舗 < 5店舗 >

野々市店 (石川県)	板橋前野店 (東京都)	(旧) 新発田店 (新潟県)
ブックオフ江坂駅前店 (大阪府)	(旧) 高石店 (大阪府)	

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の新たな変異株の拡大、サプライチェーン混乱の長期化、インフレ率の上昇等、景気の先行きについては依然として極めて不透明な状態が続くものと思われまます。

当家電販売業界におきましても、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せないことに加え、地域紛争激化等による地政学的リスクの拡大、原材料高騰等に起因する各種経済指標の悪化、消費マインドや可処分所得の低下による需要の低迷等により、同業者間の競争はますます激しくなることが予想されます。

このような厳しい状況下ではありますが、当グループは、中期経営計画『JT-2023経営計画』の最終年度にあたり、当グループの経営資源及び販売形態を有機的に統合・再編し、本業に一層磨きをかけるべく本計画の諸施策の実現に向け引き続き取り組んでまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも格別のご支援助愛顧を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第71期	第72期	第73期	第74期(当期)
	2018.4.1~2019.3.31	2019.4.1~2020.3.31	2020.4.1~2021.3.31	2021.4.1~2022.3.31
売 上 高(百万円)	403,832	415,643	449,121	409,508
経 常 利 益(百万円)	11,003	8,900	16,555	9,701
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	6,354	5,418	8,873	6,391
1株当たり当期純利益(円)	239.10	202.84	331.62	238.78
総 資 産(百万円)	207,351	197,308	210,321	217,417
純 資 産(百万円)	86,091	89,147	99,303	98,641

(注) 1. 「1株当たり当期純利益」は期中平均株式数（自己株式数控除後）に基づいて算出しております。

なお、期中平均株式数は、役員向け株式交付信託口が保有する当社株式を控除しております。

2. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 親会社との関係
当社には、親会社はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
ジョーシンサービス株式会社	60	100.0	家電商品等の配送、据付、修理及び保守業務
ジョーシントック株式会社	100	100.0	損害保険・生命保険代理店業務
ジェー・イー・ネクスト株式会社	50	100.0	音楽・映像ソフトのレンタル、中古書籍等の売買
兵庫京都ジョーシン株式会社	20	100.0	各事業の請負並びに受託運営
ジャプロ株式会社	10	(100.0)	情報機器、通信機器の取付・設定
東海ジョーシン株式会社	10	100.0	各事業の請負並びに受託運営
関東ジョーシン株式会社	10	100.0	各事業の請負並びに受託運営
滋賀ジョーシン株式会社	10	100.0	各事業の請負並びに受託運営
和歌山ジョーシン株式会社	10	100.0	各事業の請負並びに受託運営
J・P・S 商事株式会社	10	100.0	家電商品等の販売
北信越ジョーシン株式会社	10	100.0	各事業の請負並びに受託運営
J S D INSURANCE PTE.LTD.	千シンガポール ドル 700	(100.0)	損害保険の再保険引受
ジョーシン酒販株式会社	10	100.0	酒類、食料品等の販売

- (注) 1. 連結子会社は、上記の13社であります。
2. ジャプロ株式会社の「当社の議決権比率」欄の()内は間接所有であり、ジョーシンサービス株式会社が所有しております。
3. J S D INSURANCE PTE.LTD.の「当社の議決権比率」欄の()内は間接所有であり、ジョーシントック株式会社が所有しております。

- ③ 特定完全子会社の状況
当社には、特定完全子会社はありません。

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社及びその連結子会社で構成するジョーシングループの主要な事業内容は、次のとおりであります。

当社は、家電商品、情報通信機器、エンタテインメント商品及び住宅設備機器とこれらに関連する商品の専門販売店をコア事業としております。

ジョーシンサービス株式会社は、商品の配送、据付、修理及び保守業務を行っております。また、ジャプロ株式会社は、情報通信機器の取付・設定業務を行っております。

ジョーシントック株式会社は、損害保険・生命保険代理店業務及び長期修理保証制度に関する業務を行っております。また、JSD INSURANCE PTE.LTD.は、長期修理保証制度におけるグループ損益の改善と資金流動の効率化を図ることを目的としたキャプティブ（再保険会社）であります。

ジェー・イー・ネクスト株式会社は、音楽・映像ソフトのレンタルや中古書籍等の売買を行う専門店を営んでおります。

J・P・S 商事株式会社は、家電商品等の販売業務を行っております。

ジョーシン酒販株式会社は、インターネットサイトにおいて、酒類の販売を行っております。

当社は、兵庫京都ジョーシン株式会社、東海ジョーシン株式会社、関東ジョーシン株式会社、滋賀ジョーシン株式会社、和歌山ジョーシン株式会社及び北信越ジョーシン株式会社に店舗運営の一部を業務委託しております。

(8) 主要な営業所 (2022年3月31日現在)

- ① 本 社 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
- ② 店 舗 218店舗

所在地	店舗数	名称	所在地	店舗数	名称
大阪府	61店	岸和田店 他	愛知県	16店	スーパーキッズランド大須店 他
兵庫県	40店	三宮1ばん館 他	岐阜県	6店	多治見店 他
京都府	12店	京都1ばん館 他	三重県	9店	松阪店 他
滋賀県	13店	守山店 他	静岡県	1店	焼津インター店
奈良県	12店	郡山店 他	富山県	8店	富山本店 他
和歌山県	8店	和歌山店 他	石川県	3店	金沢本店 他
東京都	3店	王子店 他	福井県	2店	福井本店 他
神奈川県	2店	相模原小山店 他	新潟県	9店	亀貝店 他
埼玉県	7店	鴻巣店 他	長野県	1店	長野インター店
千葉県	5店	アウトレット浦安店 他			

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
4,144名	120名増

(注) 従業員数には、臨時従業員3,671名（一般従業員の標準勤務時間数から換算した平均年間雇用人員数）は含んでおりません。

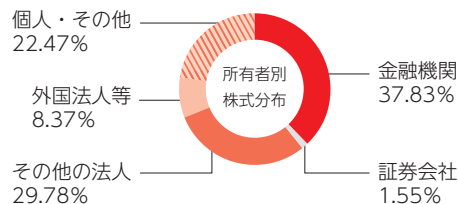
(10) 借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社りそな銀行	9,836
株式会社三菱UFJ銀行	5,905
三井住友信託銀行株式会社	3,908

(注) 上記は、借入総額の10%以上の借入先であります。

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 99,000,000株
(2) 発行済株式の総数 28,000,000株
(3) 株主数 9,978名
(4) 大株主 (上位10名)



株主名	持株数	持株比率
	株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,695,500	10.04
上新電機社員持株会	1,790,146	6.67
第一生命保険株式会社	1,350,000	5.03
株式会社りそな銀行	1,200,010	4.47
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	896,975	3.34
シャープ株式会社	542,500	2.02
損害保険ジャパン株式会社	506,500	1.88
ダイキン工業株式会社	447,792	1.66
三井住友信託銀行株式会社	420,000	1.56
三菱UFJ信託銀行株式会社	400,000	1.49

(注) 持株比率は、自己株式 (1,178,398株) を控除して計算しております。

(5) 当期中に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況

当社は、執行役員を兼務する取締役を対象として、株主の皆様との価値共有を促進し、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした業績連動株式報酬制度を導入しております。

当期において、当期中に退任した取締役1名（社外取締役を除く）に対し、職務執行の対価として、9,495株交付しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	金谷隆平	社長執行役員
代表取締役	高橋徹也	専務執行役員 営業戦略担当
取締役	横山晃一	常務執行役員 インフラ戦略担当兼開発部長兼建設部長
取締役	田中幸治	常務執行役員 経営企画・人材戦略担当
取締役	大代卓	執行役員 財務戦略担当兼経理部長
取締役	野崎清二郎	
取締役	内藤欣也	弁護士
取締役	山平恵子	
取締役	河野純子	
監査役(常勤)	杉原宣宏	
監査役(常勤)	山本英寿	
監査役(常勤)	橋本雅康	
監査役	早川芳夫	公認会計士

- (注) 1. 2021年6月22日開催の第73回定時株主総会において、河野純子氏が新たに取締役に選任されました。
2. 2021年6月22日開催の第73回定時株主総会において、山本英寿氏が新たに監査役に選任されました。
3. 中嶋克彦氏は、2021年6月22日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
4. 松浦儀成氏は、2021年6月22日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって、辞任により監査役を退任いたしました。
5. 取締役野崎清二郎、内藤欣也、山平恵子及び河野純子の各氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
6. 監査役橋本雅康及び早川芳夫の両氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
7. 監査役橋本雅康氏は、金融機関での長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 監査役早川芳夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は取締役、監査役及び執行役員ならびに子会社の役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当社が保険料の全額を負担しております。

その契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		確定金銭 報酬	個人業績 連動報酬	業績連動 株式報酬	
取締役 (うち、社外取締役)	150 (27)	120 (27)	19 (一)	10 (一)	10 (4)
監査役 (うち、社外監査役)	51 (20)	51 (20)	—	—	5 (2)
計 (うち社外役員)	201 (48)	172 (48)	19 (一)	10 (一)	15 (6)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は2017年6月27日開催の第69回定時株主総会において年額240百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与及び業績連動株式報酬は含まない）。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は9名（うち社外取締役は2名）であります。また、これとは別に2017年6月27日開催の第69回定時株主総会において、信託期間（3年間）中に300百万円を上限とする金銭を拠出し、信託期間中に選任され就任した取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬を支給することが決議されております。これにより取締役に付与する当社株式の株数の上限は、支給の対象となる取締役全員で1事業年度当たり50,000株となっております。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は9名（うち社外取締役は2名）であります。また、2020年6月23日開催の取締役会において、株式交付規程の一部改訂を行った上で3年間延長することが決議されております。
2. 取締役の報酬等の総額には、当事業年度に計上した、株式報酬引当金繰入額10百万円が含まれております。
3. 監査役の報酬限度額は2020年6月23日開催の第72回定時株主総会において月額6百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点での監査役の員数は4名（うち社外監査役は2名）であります。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針

①基本方針

- ・経営戦略、経営目標に即した職務の遂行を最大限に促すものとする。
- ・当社役員の役位と、業績貢献に応じた報酬とする。
- ・株主の皆様と利益・リスクを共有し、株主視点での経営への動機付けとなる報酬とする。
- ・社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の審議を経ることで、透明性及び客観性を確保する。

②報酬の構成

取締役報酬は、確定金銭報酬（70%）、個人業績連動報酬（10%）、業績連動株式報酬（20%）で構成するものとし、個別配分については、役位に応じて報酬倍率を設定しております。

<役位別の取締役報酬>

取締役報酬の基準を「取締役兼執行役員」とし、その基準月額報酬は従業員の給与制度上の最高給与月額の200%以内と定めております。取締役報酬は取締役の役位別の報酬倍率と業績により決定いたします。役位別の報酬倍率は、以下のとおりです。

役位	報酬倍率	CEOの報酬倍率	報酬倍率（合計）
取締役会長	1.7	—	1.7
取締役兼社長執行役員	2.0	0.2	2.2
取締役兼副社長執行役員	1.7	—	1.7
取締役兼専務執行役員	1.4	—	1.4
取締役兼常務執行役員	1.2	—	1.2
取締役兼執行役員	1.0	—	1.0

<取締役の各報酬要素の概要>

- ・確定金銭報酬
取締役としての役位に応じて金額を決定し、月額固定報酬として支給いたします。
- ・短期インセンティブ報酬としての個人業績連動報酬
指名・報酬委員会が事業年度毎に各取締役の職務遂行の成果を評価し、支給額は、目標達成時を100%として、0%～200%の範囲内で変動します。当該業績連動報酬は確定金銭報酬と合算して毎月金銭で支給いたします。
- ・長期インセンティブ報酬としての業績連動株式報酬
当社取締役と株主の皆様との価値共有を促進し、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、毎年1回、役位毎に定める基礎ポイントに直前に終了する事業年度の業績に応じた業績連動係数を乗じて算出されるポイントを付与します。1ポイントは当社普通株式1株とし、各取締役が退任時に当社普通株式（一部は売却換金した金銭）の交付を受けるものです。なお、業績評価指標は、小売業として当グループの営業成績を端的に示す連結営業利益としております。当事業年度を含む連結営業利益の推移は、1. (1) 事業の経過及びその成果に記載のとおりです。

基礎ポイントは役位に応じて下記のとおり設定しております。

役位	基礎ポイント
取締役会長	3,060 Pt
取締役兼社長執行役員	3,960 Pt
取締役兼副社長執行役員	3,060 Pt
取締役兼専務執行役員	2,520 Pt
取締役兼常務執行役員	2,160 Pt
取締役兼執行役員	1,800 Pt

業績連動係数は、業績連動株式報酬に係る指標である連結営業利益の目標値に対する達成率により設定されており、目標達成時を1.00として、0.00（達成率70%未満）～2.00（達成率120%以上）の範囲内で変動します。

なお、業務執行から独立した立場にある社外取締役の報酬は必ずしも業績連動報酬等の変動報酬が相応しいとは言えないため、固定報酬のみの支給とし、世間水準、当該社外取締役の経歴、専門分野における知識・経験等を考慮し、個別に決定しております。

監査役の報酬についても、固定報酬のみの支給としております。

③決定手続き

取締役の報酬等の決定方針は、あらかじめ株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内で、取締役会の決議により、決定しております。取締役会で取締役の役員報酬の決定に関する基本方針を含む「取締役報酬規程」を決議する際には、取締役会の諮問機関として社外取締役が過半数を占め、かつ社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会で審議した結果を取締役に答申し、透明性及び客観性を高め、公正なプロセスで決定しております。取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

また、監査役の報酬金額については、あらかじめ株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

(6) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

氏名	出席会議および出席状況	主な活動状況および社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
野崎 清二郎 (社外取締役)	取締役会 22回/23回出席	取締役会では、特に事業戦略、資本政策について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
内藤 欣也 (社外取締役)	取締役会 23回/23回出席	取締役会では、特に法務ガバナンス、人事労務について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
山平 恵子 (社外取締役)	取締役会 22回/23回出席	取締役会では、特に企業経営、環境対策について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
河野 純子 (社外取締役)	取締役会 16回/16回出席	取締役会では、特に営業マーケティング、ダイバーシティについて専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
橋本 雅康 (社外監査役)	取締役会 23回/23回出席 監査役会 13回/13回出席	主に金融機関において培った豊富な知識・見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うとともに、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、監査役会においては、監査結果についての意見交換、監査に対する重要事項の協議等を行っております。
早川 芳夫 (社外監査役)	取締役会 23回/23回出席 監査役会 13回/13回出席	主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うとともに、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、監査役会においては、監査結果についての意見交換、監査に対する重要事項の協議等を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------|-------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 44百万円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 56百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

2. 当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、「気候変動対応支援業務」等について対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト（アドレス<https://www.joshin.co.jp/>）に掲載しております。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定（以下「方針決定」といいます。）を支配する者は、長年にわたり築き上げたお客様、取引先、従業員等との信頼関係を最大限生かし、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させられる者でなければならないと考えております。

当社は、当社の株券等を大規模に買付ける買付行為であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また会社の支配権の移転を伴うような大規模な買付行為の提案に応じるか否かの判断は最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきと考えております。

しかし、株式の大規模な買付行為あるいは買付提案の中には、会社や株主に対して買付提案の内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値に照らして不十分または不適切であるもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのあるものなどが存在することも想定されます。

当社は、このような大規模な買付行為や買付提案を行うことなどにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある者は、方針決定を支配する者としては適切ではないと考えております。

(2) 基本方針実現のための具体的な取組みの概要

① 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、家電製品・情報通信機器・エンタテインメント商品・住宅設備関連品・リフォームなどを扱い、専門性の高い多彩な業態店舗並びにインターネットショップなどを通じて、お客様に快適なライフスタイルを提供しております。

また、高度な専門性・生活提案・豊富な品揃え・リーズナブルな価格・安心確実なアフターサービスなど、創業以来変わらぬ「まごころサービス」の精神で、お客様との信頼関係の構築に努めております。

現在、当社を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。少子高齢化がもたらす人口・世帯数の減少や高齢単身世帯の増加といった人口動態の変化、ICTの高度化、性別・年齢・国籍などに囚われず、それぞれ「個」を尊重し、認め合うというダイバーシティ&インクルージョンの浸透、さらには気候変動など、人を取り巻く社会構造や環境、価値観が大きく変化する中で、私たちの生活様式も大きく変わろうとしています。

そういった社会変化の現状と課題を踏まえた上で、当社の理念体系の根幹を成す社是「愛」（「常に相手の立場に立って考え行動する」の意）の基本精神に則り、57年ぶりに経営理念を改定いたしました。

【新経営理念】

「人と社会の未来を笑顔でつなぐ」

新経営理念には、長期的な視点で未来を考え、社会のあるべき姿を思い描き、また「持続可能で誰ひとり取り残さない社会」を私たちの未来世代に引き継いでいきたいという思いを込めました。

また、当社が新たに創造する社会価値を「高齢社会のレジリエンス強化支援」と「家庭のカーボンニュートラルの実現」の二つに整理し、その実現のために「家電とICTの力で生活インフラのHubになる」を経営ビジョンと決めました。

家電販売を主とする小売業にとって、将来像に大きな影響を与えるものは、大きく2つあると考えております。1つは「少子高齢化」です。「少子高齢化」による人口・世帯数の減少、高齢単身世帯の増加は、消費者の購買行動の変化と市場規模の縮小、労働人口の減少という課題を内包しています。当社は、リスクとしてこの課題に対処しつつ、新たな事業機会として捉え、当社が提供すべき社会の持続的な発展を支える価値のひとつを、「高齢社会のレジリエンス強化支援」といたしました。

当社は、「レジリエンス」を”元の状態への復元”に留まらず、“変化への適応”と考えています。超高齢社会に変化していくことを踏まえ、当社はその変化の中でもチャンスを見だし、保有する営業ノウハウを上手く掛け合わせ、新たな付加価値を生み出し、提供し続けることを目指しています。

2つ目は、「気候変動」です。当社は、「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」の提言への賛同を2021年7月に表明いたしました。気候変動をはじめとする環境問題は、生物多様性を脅かすだけでなく、世界経済にきわめて大きな影響を与える重大なリスクだと言えます。その対策としてのカーボンニュートラルな社会の実現は、世界共通の目標であり、日本も2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを公約しております。世界各地で頻発する大規模自然災害を目の当たりにして気候変動への対応が喫緊の課題であるとの認識は高まっています。企業にとって環境課題はリスクですが、人々の環境認識の高まりは、対処の仕方一つでチャンスに転化することもできます。当社では家電販売を通じて、創エネ・蓄エネ・省エネ性能の高い家電製品（太陽光発電・蓄電池・省エネ家電製品など）を普及させるとともに、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を通じた循環型社会の構築にも積極的に取り組み、社会価値の向上に貢献してまいります。

以上の取組みは、当社グループの企業価値を向上させ、その結果、当社株主全体の利益を著しく損なう大規模買付者が現れる危険性を低減するものであると考えております。

② 基本方針に照らして不適切な者によって方針決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2007年6月22日開催の当社定時株主総会での決議により、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を導入し、2010年6月25日開催の当社定時株主総会、2013年6月27日開催の当社定時株主総会、2016年6月28日開催の当社定時株主総会、次いで2019年6月25日開催の当社定時株主総会において、それぞれ一部改定を行った上で、株主の皆様のご承認をいただき更新いたしました。（更新後の現行の対応方針を、以下「現対応方針」といいます。）現対応方針の有効期間は、2022年6月24日開催の当社第74回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとなっております。今般、社会・経済情勢の変化、買収防衛策に関する議論の動向等も踏まえ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、現対応方針について検討いたしました結果、2022年5月6日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、更新することを決定しております。（本定時株主総会による更新後の対応方針を、以下「本対応方針」といいます。）

(3) 具体的な取組みに対する取締役会の判断及びその理由

① 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

基本方針の実現に資する特別な取組みについては、お客様に快適なライフスタイルを提供し、信頼関係の構築に努めること、また、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることにより、企業価値の確保・向上、ひいては、株主共同の利益の確保・向上につながるものであり、株主共同の利益を損なうものではありません。

また、いずれも、企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある者は、方針決定を支配する者としては適切ではないとする基本方針に沿った取組みであるとともに、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

② 基本方針に照らして不適切な者によって方針決定が支配されることを防止するための取組みについて

当社取締役会は、大規模買付者が現れた場合に、当社の企業価値及び株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するために、株主の皆様が十分な時間や情報に基づいて判断すること等を可能にするために本対応方針への更新を決定したものであり、本対応方針は、基本方針に沿った取組みであると考えております。

その内容としても、予め大規模買付者が遵守すべき一定のルールを設定し、大規模買付者がかかるルールを遵守しない場合、またはルールを遵守した場合でも当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合にのみ一定の対抗措置を採るものとされていることから、本対応方針は当社の企業価値及び株主共同の利益を確保するための取組みであり、株主共同の利益を損なうものではないと考えております。

また、本対応方針は、当社取締役会が本対応方針を適正に運用し、当社取締役会の恣意的な判断を防止するため、当社取締役会から独立した第三者機関として、独立委員会を設置しております。そして大規模買付者に対する対抗措置の発動を行うか否かの判断を行う場合には、当社取締役会が独立委員会に対して諮問し、かかる諮問に基づいてなされた独立委員会の勧告を最大限尊重することで、当社取締役会の恣意的な判断を排除する仕組みとなっております。このようなことから、本対応方針は、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

さらに、本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（Ⅰ 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、Ⅱ 事前開示・株主意思の原則、Ⅲ 必要性・相当性の原則）を充足しており、高度の合理性を有する措置であります。

本対応方針は、現対応方針と同様に、3年ごとにその継続の可否について株主の皆様にご決議していただく予定となっております。この点からも、本対応方針は、株主共同の利益を損なうものではないと考えます。

※本対応方針の詳細につきましては、当社ホームページに掲載しております。

<https://www.joshin.co.jp/joshintop/ir1.html>

2022年5月6日付開示資料

「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）更新のお知らせ」

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
ただし、1株当たり当期純利益は小数点以下第3位を四捨五入しております。

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	107,515	流動負債	78,046
現金及び預金	2,360	支払手形及び買掛金	28,269
売掛金	18,862	1年内返済予定の長期借入金	11,444
棚卸資産	71,689	未払法人税等	571
その他	14,627	契約負債	9,194
貸倒引当金	△25	賞与引当金	2,753
		ポイント引当金	41
		店舗閉鎖損失引当金	25
固定資産	109,902	コマーシャル・ペーパー	10,000
有形固定資産	73,300	その他	15,746
建物及び構築物（純額）	36,419	固定負債	40,729
工具、器具及び備品（純額）	4,537	長期借入金	18,572
土地	28,959	リース債務	1,158
リース資産（純額）	1,183	契約負債	14,860
建設仮勘定	1,186	再評価に係る繰延税金負債	483
その他（純額）	1,013	株式報酬引当金	145
無形固定資産	2,405	退職給付に係る負債	88
借地権	1,110	資産除去債務	4,414
その他	1,295	その他	1,006
投資その他の資産	34,195	負債合計	118,776
投資有価証券	6,814	純資産の部	
繰延税金資産	3,676	株主資本	96,662
退職給付に係る資産	4,724	資本金	15,121
差入保証金	13,520	資本剰余金	18,802
その他	5,675	利益剰余金	64,884
貸倒引当金	△215	自己株式	△2,145
資産合計	217,417	その他の包括利益累計額	1,978
		その他有価証券評価差額金	3,136
		土地再評価差額金	△1,396
		退職給付に係る調整累計額	238
		純資産合計	98,641
		負債及び純資産合計	217,417

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		409,508
売上原価		311,081
売上総利益		98,427
販売費及び一般管理費		89,543
営業利益		8,884
営業外収益		
受取利息	34	
受取配当金	99	
受取手数料	98	
受取保険金及び配当金	56	
休業等協力金	861	
その他	85	1,235
営業外費用		
支払利息	174	
家賃地代	43	
証券代行事務手数料	82	
その他	117	418
経常利益		9,701
特別利益		
固定資産売却益	836	
賃貸借契約解約益	143	
店舗閉鎖損失引当金戻入額	236	
その他	67	1,284
特別損失		
固定資産売却損	252	
固定資産除却損	101	
減損損失	1,023	
その他	57	1,433
税金等調整前当期純利益		9,552
法人税、住民税及び事業税	379	
法人税等調整額	2,780	3,160
当期純利益		6,391
親会社株主に帰属する当期純利益		6,391

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	107,031	流動負債	97,510
現金及び預金	2,487	支払手形	879
売掛金	16,292	買掛金	25,497
商品	70,880	短期借入金	19,350
貯蔵品	135	1年内返済予定の長期借入金	11,444
その他	17,260	未払法人税等	536
貸倒引当金	△25	契約負債	9,186
		賞与引当金	2,409
		ポイント引当金	41
		店舗閉鎖損失引当金	25
固定資産	118,474	コマースナル・ペーパー	10,000
有形固定資産	73,223	その他	18,140
建物（純額）	34,334	固定負債	40,682
構築物（純額）	1,894	長期借入金	18,572
工具、器具及び備品（純額）	4,458	リース債務	1,158
土地	29,100	契約負債	14,844
リース資産（純額）	1,183	再評価に係る繰延税金負債	483
建設仮勘定	1,186	退職給付引当金	100
その他（純額）	1,065	株式報酬引当金	145
無形固定資産	2,369	資産除去債務	4,381
借地権	1,110	その他	996
その他	1,259	負債合計	138,192
投資その他の資産	42,882	純資産の部	
投資有価証券	6,805	株主資本	85,577
関係会社株式	663	資本金	15,121
長期前払費用	15,464	資本剰余金	18,802
前払年金費用	3,972	資本準備金	5,637
繰延税金資産	2,573	その他資本剰余金	13,164
差入保証金	13,518	利益剰余金	53,799
その他	108	その他利益剰余金	53,799
貸倒引当金	△223	別途積立金	13,000
資産合計	225,506	繰越利益剰余金	40,799
		自己株式	△2,145
		評価・換算差額等	1,736
		その他有価証券評価差額金	3,132
		土地再評価差額金	△1,396
		純資産合計	87,313
		負債及び純資産合計	225,506

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		407,435
売上原価		301,429
売上総利益		106,006
販売費及び一般管理費		97,577
営業利益		8,428
営業外収益		
受取利息	43	
受取配当金	99	
受取手数料	158	
受取保険金及び配当金	56	
休業等協力金	861	
その他	68	1,288
営業外費用		
支払利息	242	
家賃地代	43	
証券代行事務手数料	82	
その他	116	486
経常利益		9,231
特別利益		
固定資産売却益	836	
賃貸借契約解約益	143	
店舗閉鎖損失引当金戻入額	236	
その他	87	1,304
特別損失		
固定資産売却損	252	
固定資産除却損	101	
減損損失	982	
その他	64	1,400
税引前当期純利益		9,135
法人税、住民税及び事業税	344	
法人税等調整額	2,571	2,916
当期純利益		6,219

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

上新電機株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 平岡 義則
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 内田 聡
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、上新電機株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、上新電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

上新電機株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 平岡 義則
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 内田 聡
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、上新電機株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第74期事業年度の取締役並びに執行役員の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役並びに執行役員等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、通信回線及びインターネット等を経由した手段も活用し、取締役、執行役員、監査部、CSR推進室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会並びに執行役員会その他重要な会議に出席し、取締役並びに執行役員及び監査部、CSR推進室その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役並びに執行役員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制「内部統制システム」について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役並びに執行役員及び監査部、CSR推進室その他使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、子会社については、子会社の取締役及び使用人等からもその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役並びに執行役員等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会並びに執行役員会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役並びに執行役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役並びに執行役員の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月16日

上新電機株式会社 監査役会

常勤監査役	杉原宣宏	Ⓢ
常勤監査役	山本英寿	Ⓢ
常勤監査役(社外監査役)	橋本雅康	Ⓢ
監査役(社外監査役)	早川芳夫	Ⓢ

以上

株主総会 会場ご案内図

会場 大阪市浪速区湊町一丁目2番3号
ホテルモンレ グラスミア大阪 21階 「スノーベリー」

電話 06-6645-7111 (代表) ※マールイト難波ビル1F及びB1Fにホテル用入口がございます。



感染症等の拡大防止、及び株主総会にご出席の株主様と、ご出席が難しい株主様の公平性等を勘案し、お土産の配布はございません。

交通のご案内

■ 南海なんば駅

3F北改札or 2F中央改札より
 徒歩約**10分**

JRをご利用の際は、B1F連絡口にて直結

■ JR難波駅

B1F改札より徒歩約**1分**

地下鉄及び近鉄・阪神をご利用の際は、地下道30番出口にて直結

■ 地下鉄四つ橋線なんば駅

B1F北改札より徒歩約**1分**

■ 地下鉄御堂筋線なんば駅

B1F北西or北東改札より徒歩約**5分**

■ 地下鉄千日前線なんば駅

B2F西改札より徒歩約**2分**

■ 近鉄・阪神大阪難波駅

B2F西改札より徒歩約**2分**

※周辺の道路は、交通渋滞の発生が見込まれますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。